

中学校3年生及び保護者の皆さまへの大切なお知らせです。

# 生徒1人1台端末を活用した 学習を進めます！

県立学校(高校、特別支援学校高等部)入学時に  
学習端末※の購入をお願いします。

目的に応じた  
調べ学習ができる



思考を  
深めやすくなる



多様な考え方に  
触れることができる



人とのつながりが  
広がる



自身の変化や成長を  
振り返ることができる



一人ひとりに応じた  
学びが可能になる



文部科学省では、児童・生徒の1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想を推進しており、県内の小中学校では、令和3年度から1人1台端末を活用した授業が始まっています。

高校においても、令和4年度から学習指導要領が新しくなり、ICT（情報通信技術）を活用した学習活動を充実させることが示されています。そのため、**令和4年度以降の入学生から、保護者のご負担で学習端末を購入**していただき、学習活動を進めていくこととしました。

今後は、授業において、一人ひとりの特性や到達度に応じた「個別最適な学び」や、多様な意見を共有し合意形成していく「協働的な学び」を効果的に進めるとともに、家庭において、学校からオンラインで配信される教材や動画による学習等を行うことにより、学校と家庭での学習が切れ目なくつながる新たな学びを推進していきます。

保護者の皆さまには、ご負担をおかけすることになりますが、1人1台端末を活用した学習活動の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※ 高校では、ChromeOSを搭載したノートパソコン（Chromebook：クロムブック）の活用を基本と考えています。特別支援学校では、多様な生徒の状況を踏まえ、学校によって選定する学習端末や購入、活用等についての対応が異なります。

# ICTを活用した取組事例

## 県立名張青峰高校

授業中に分からないことを調べたり、協力して資料を作成したりするなど、日常的に1人1台端末を使用するほか、配信される課題で個別に学習を進めています。

また、海外姉妹校とのオンライン交流や各種講演会など、グローバルな視野を身に付ける学習活動にも取り組んでいます。



<グループでの共同編集>

## 県立松阪工業高校

英語の授業の最初に、1人1台端末を使用した小テストを実施しています。自動的に答え合わせができるので、分からなかった問題の振り返りがすぐにできます。

また、教員が学習教材の動画を作成して、生徒が自宅学習に活用しています。



<端末を使用した個別学習>

## Q&A

Q1 すべての県立高校が同じ学習端末を使用するのですか。

A1 普通科や専門学科等の違いによって異なる学習端末を選定する場合があります。

Q2 各県立高校で使用する学習端末の情報は、どのようにして知ることができますか。

A2 機種等の詳細は、11月頃に県教育委員会HP(右記QRコード)に掲載します。



Q3 学習端末は、個人で事前に購入しておいた方がよいですか。

A3 現在、保護者のご負担をできる限り軽減できる購入方法を検討していますので、入学前にご準備いただく必要はありません。機種や購入に関する情報は教育委員会HP(上記QRコード)に掲載しますが、購入方法については、3月の合格発表後に各学校から改めて連絡します。

Q4 経済的な事情で、学習端末を購入することができない場合は、どうすればよいですか。

A4 高校生等奨学給付金※1受給世帯等で、学習端末を購入することができない家庭の生徒に対しては、すでに県立高校に整備している学習端末を貸与する予定です。

Q5 学習端末は家庭で自由に使用することができますか。

A5 できます。ただし、各学習端末に導入予定の管理ソフトにより、不適切なサイトへの接続や、有害なファイルのダウンロードには制限がかかります。なお、充電は各家庭で行っていただきます(特別支援学校は学校により対応が異なります)。

Q6 すでに個人で所有している学習端末を県立高校で使用することは可能ですか。

A6 可能です(一定の条件を満たす場合)。詳細は、進学先決定後に学校へご確認ください。

Q7 家庭での通信料は、誰が負担するのですか。

A7 各家庭でご負担をお願いします。  
高校生等奨学給付金受給世帯には、通信料相当として年間12,000円を含めた額が給付されます。

Q8 特別支援学校高等部に進学する場合の購入等はどうなりますか。

A8 特別支援学校で使用する学習端末は、特別支援教育就学奨励費※2の対象となります。購入方法等については、進学先の学校にご確認ください。

※1 教育委員会HP(上記QRコード)から県の「高校生等奨学給付金」に関するリンク先に移動できます。

※2 教育委員会HP(上記QRコード)から「特別支援教育就学奨励費」に関するリンク先に移動できます。